

平成28年1月4日

松阪市議会議長 大平 勇様

真政クラブ 山本 芳敬



視察報告書

真政クラブでは、下記の日程で視察を行いましたので、茲にご報告いたします。
尚、視察調査先・視察調査事項詳細は別紙をご参照ください。

記

1. 視察日程

平成27年12月21日（月）・22日（火）

2. 参加者

米倉 芳周・坂口 秀夫・植松 泰之・野呂 一男
大平 勇・大久保陽一・水谷 晴夫・山本 芳敬

3. 視察調査事項

- TPP の農林水産業に与える影響と対策
- 地方創生について
- 浜岡原発の現状について



視察日：平成27年12月21日(月)
視察調査先：東京都千代田区 農林水産省（衆議員会館にて）
視察調査事項：TPPの農林水産業に与える影響と対策
応対者：農林水産省

企画官	山本 貴則
研究専門官	菅谷 公平
生産局課長補佐	新納 正之
生産局係長	山崎 さなえ
生産専門官	足立 孝好



《目的》

環太平洋パートナーシップ協定（以下、TPP）が平成25年3月に参加表明、同年7月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの11か国との交渉に参加了。同交渉が昨年10月5日、米国アトランタにおける閣僚会合において、大筋合意を見たところである。

TPPは、21世紀のアジア・太平洋に自由で公平な「一つの経済圏」を構築する挑戦的な試みである。世界のGDPの約4割（3100兆円）という規模の経済圏をカバーした経済連携である。幅広い分野で新しいルールを構築するものであり、この地域の成長を取り込み、アベノミクスの「成長戦略の切り札」となるものである。

一方、大筋合意以降、国民、地方公共団体、関係団体等から、交渉内容がほとんど明かされない中、懸念・不安の声が多く寄せられているのも事実である。当初より農業に与える影響が非常に大きく、関係団体からも参加に反対の意向

が示されたなど、大きな不安となっているのが現実であることから、国の TPP 政策の方向性を確認する事を目的に研修を行いました。

《調査内容》

平成26年11月25日に TPP 総合対策本部により「総合的な TPP 関連政策大綱」が発表された。その中の分野別施策展開の農林水産分野については、重要品目を中心に、意欲ある農林水産業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、経営安定・安定供給へ備えた措置の充実等を図としている。

いま、我が国の農政は「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えており。生産者の持つ可能性と潜在力をいかんなく発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても我が国の豊かな食や中山間地域を含む美しく活力ある地域へ引き渡していくことができる。

夢と希望の持てる「農政新時代」を創造し、努力が報われる農林水産業を実現するために、未来の農林水産業・食料政策のイメージを明確にするとともに、生産者の努力では対応できない分野の環境を整える。それにより、農林水産業の持つ様々な価値や魅力、日本の食の潜在力や安定供給の重要性などに対する理解や信頼を高め、「農政新時代」を日本の輝ける時代にしていくとしている。

① 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

関税削減による長期的な影響が懸念される中で、農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドをもった農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする以下の対策を集中的に講じる。

(目標)

平成32年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指す。

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- 合板・製材の国際競争力の強化
- 持続可能な収益力の高い操業体制への転換
- 消費者との連携強化
- 規制改革・税制改革

② 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

関税削減等に対する農業者の懸念を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需要及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府の備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

○麦

マークアップの引き上げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。

○牛肉・豚肉、乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり実施する。

- ・肉用牛肥育農経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化する。
- ・牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに（8割から9割に）、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる。（国1：生産者1から国3：生産者1）
- ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直す。
- ・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し補給金単価を一本化した上で、当該単価を将来的な経営状況の変化を踏まえ適切に見直す。

○甘味資源作物

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調整品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする。

◎ 平成27年度農林水産関係補正予算のうち TPP関連対策：3122億円

「TPP関連政策大綱」に基づく施策の推進

(1) 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成	
① 担い手確保・経営強化支援事業	53億円
② 担い手経営発展支援金融対策「基金化」	100億円
③ 農業法人経営発展支援投資育成事業	10億円
④ 農地の更なる大区画化・汎用化の推進（公共）	370億円
⑤ 中山間地域等担い手収益向上支援事業	10億円
(2)国際競争力のある産地イノベーションの促進	
①産地パワーアップ事業「基金化」	505億円
②水田の畑地化、畑地・樹園地の高性能化等の推進（公共）	406億円
③革新的技術開発・緊急展開事業	100億円
④加工施設再編等緊急対策事業	46億円
(3)畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進	
①畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業「基金化」	610億円
②畜産クラスターを後押しする草地整備の推進（公共）	164億円
③畜産・酪農生産力強化対策事業「基金化」	30億円
④草地難防除雑草駆除等緊急対策事業	7億円
⑤畜産経営体质強化支援資金融通事業「基金化」	20億円

《所感》

環太平洋パートナーシップ協定（以下、TPP）の交渉が昨年10月5日、米国アトランタにおける閣僚会合において、大筋合意を見たところであるが、重要品目においても大幅解放となった。最大の焦点であった米は、米国とオーストラリアに計7万8400トンの輸入枠を新設する。牛肉や豚肉の関税も大幅に削減される。そこで、政府は農業対策を含む「総合的なTPP関連政策大綱」を決め農政新時代を迎える農業に転換するとし、農林水産物・食品の輸出を1兆とする目標を設定している。研修の中でも、松阪肉の輸出に向けた食肉施設の整備に対する質問であったり、攻めの農業ばかりでなく中山間地における農業の現状、地域集落の崩壊が進行するコミュニティーの維持、里山の保全など中山間地対策の重要性、深刻さを切実に訴えた。

また、平地においても米価格の下落や農業政策、補助金などが目まぐるしく変わるものでの、安定した経営がおぼつかなくなってきた現実も訴えた。また、政府は担い手に早々に移行すべく政策も進行しているが、中小の農家の存在意義、あまりにも拙速すぎる切り替えは農村環境の崩壊にもつながりかねないこ

とからしっかりと現場、地方、農家の意見を聞いてもいただくよう要望した。

政府は、TPPの農業への影響は当初3兆円程度と予測していましたが、どのような根拠からかは定かではありませんが農林水産品への影響は2100億円程度と余りにも低い影響との試算を出しました。私は、この程度の落ち込みでおさまるとは到底考えられず、農業者、特に大規模農家の影響は死活問題にもなる。

松阪市に対しても、「総合的なTPP関連政策大綱」をしっかりと研鑽し予算措置される事業、採択できそうな事業等を関係団体とも含め十分に協議し、松阪の一次産業を攻めの農業に転嫁して行くのだという気概を持って取り組むよう強く要望していく。また、中山間地等取り残される可能性のある農業においても、農業の持つ多面的機能の維持のために地域住民が一体となって取組んでいかなければならないことを広く周知し、国に対しても農村環境の充実のための予算の必要性も訴えていかなければなりません。

視 察 日 : 平成 27 年 12 月 21 日(月)
視察調査先 : 東京都千代田区 内閣官房(衆議員会館にて)
視察調査事項 : 地方創生について
応 対 者 : まち・ひと・しごと創生本部事務局
谷村 和則



《目 的》

まち・ひと・しごと創生法が制定され、それに基づき国は平成 26 年 12 月 27 日に、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向性を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および今後 5 か年の目標や施策の基本的方向性、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり中長期的視点に立って取り組む必要があることから、地方公共団体は、これらの内容を踏まえて「地方人口ビジョン」および「地方版総合戦略」を策定することが求められている。

そこで、松阪市としても、まさに今、「松阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定中であることから、今回の研修を通して地方創生とはいいかなるものか、さらに松阪市版の総合戦略策定に対し建設的な議論が出来るよう研修を行いました。

《調査内容》

1. 我が国の人団動向について

- ・少子化問題に対する国民意識調査で、「あなたは、自分が住んでいる地域の人口の増減について、どのように感じていますか。将来の見通しについてお知らせください。」という問い合わせに対し、人口5万人以上100万人の地域では、あまり変化しないなどが約30%以上占め、国民意識において人口減少問題が意識されていないのが現実である。
- ・合計特殊出生率は、人口置換水準（人口規模が維持される水準）の2.07を下回る状態が1975年以降、約40年続いている。
- ・三大都市圏、特に東京の出生率は極めて低く、地方から三大都市への若者の流出・流入と低出生率が人口減少に拍車をかけている。

平成26年度合計特殊出生率全国1.42 東京都1.15 三重県1.45

- ・日本を含む合計特殊出生率の低い国々は、総じて20歳代から30歳代前半の出生率が低い。
- ・三重県内市町村の20～39歳女性人口の将来推計値では、2010年と2040年の比較増減率は、三重県平均で-34.2% 松阪市19813人から12851人と-35.1%となると推計値が示されている。

2. 地方創生における主な取組について

①地方にしごとをつくり、安心して働くようにする

- ・生産性をみると今なお東京が突出して高く、地方と東京は最大で約2倍差。
- ・人材と資金を呼び込めるような、生産性の高い、活力に溢れた産業を取り戻し、若者や働き盛りの世代にとって魅力ある職場、地域を生み出す。

③地方への新しいひとの流れをつくる

- ・地方移住の推進 東京圏在住者の約4割が今後地方への移住を予定、または検討したいと考えている。

- ・移住の不安としてあげるものは、「雇用」や「日常生活・交通の不便」

③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・出生率や出生率低下要因。「働き方」等に大きな地域差

・地域少子化・働き方改革について

出生率は「未婚率・初婚年齢」と「有配偶者出生率」によって既定される。

それぞれが様々な要因の影響を受けているが、その中で「働き方」は大きな部分を占めていると考えられる。

④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・地方都市の再生と地方経済の活性化を同時に実現するため、官民連携・地

域連携・政策間連携を通じ、地域経済を支えるサービス産業の生産性を向上させる取組や、新たな需要を喚起する取組などによって「地域の稼ぐ力」を高めるとともに、地域価値の向上を図る。

3. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015」（改訂版）について

○地方創生に現状を踏まえた検証・改訂

- ・人口減少に歯止めがかかっていない。

出生率1.42 年間出生数 過去最低約100万人

- ・東京一極集中が加速 東京圏への転入超過は約11万人（3年連続増加）
- ・地方経済と大都市経済で格差が存在
- ・地方創生は、総合戦略策定から事業推進の段階へ

2020年にむけた基本目標・KPIの設定

①地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ・地域の技の国際化
- ・地域の魅力のブランド化
- ・地域のしごとの高度化
- ・人材の地方還流

②地方への新しいひとの流れをつくる

- ・政府関係機関の移転
- ・企業の地方拠点強化
- ・「生活躍進のまち」構想

③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・「地域アプローチ」による少子化対策・働き方改革

④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・「地域連携」の推進
- ・コンパクトシティの形成
- ・「小さな拠点」の形成

○中山間地域等において、将来にわたり持続的に集落で暮らせるようにするため、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）の形成が必要。

○必要な生活サービス提供の事業や域外からの収入確保の事業を将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成（集落生活圏を維持するためのサービス集約化と周辺集落との交通ネットワーク化）が必要。

○このため、手引書の活用やフォーラムの開催、財政支援等を通じ、地域住民の合意形成、取組体制の確立や「小さな拠点」の形成に取り組む地方公共団体の動きを加速化。2020年までに小さな拠点を全国で1000箇所、地域運営組織を全国で3000団体形成する。

⑤地域しごと創生会議の設置

- ・地方創生の第二ステージに向け、官民が力を合わせ、地域の経済・社会的課

題の解決に資する取組の発掘と支援を行っていくため、その基本的な取組方針を明らかにする。

⑥連携中枢都市の取組の推進

- ・相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成。
- ・圏域全体の経済成長のけん引　・高次の都市機能の集積・強化
- ・圏域全体の生活関連機能サービスの向上
- ・連携中枢都市圏の都市圏要件は、地方圏において昼夜間人口比率おおむね1以上の中核都市・中核都市と、当該市と社会的・経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏　連携中枢都市圏の形成数　30圏域を目指す（2020年時点）三重県では、津市と四日市市が要件を満たす都市圏

4. 地方への支援（地方創生版・3本の矢）

①情報支援の矢

- ・地域経済分析システム（R E S A S）

②人的支援の矢

- ・地方創生コンシェルジェ　・「地方創生人材プラン」（仮称）
- ・地方創生人材支援制度

地方創生に積極的に取組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣する。

③財政支援の矢

- ・新型交付金（28年度予算案）

「新型交付金」を創設し、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

- ・地方創生加速化交付金（27年度補正案）

地方創生加速化交付金等の財政支援措置

- ・「まち・ひと・しごと創生事業費」（地方財政措置）

地方公共団体が地方創生に取組み、きめ細かな施策を可能とする観点から地方財政計画（歳出）に計上（27年度1.0兆円）

- ・地方創生関連補助均等改革

適切なKPIやPDCAサイクルの整備、手続きのワンストップ化等による縦割りの弊害防止

○地方創生関連概算要求（平成28年度当初予算）について

- ・地方創生の深化のための新型交付金　1080億円

- ・まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）　1兆円

少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し1兆円程度の額を維持

- ・総合戦略等を踏まえた個別施策（平成28年度当初予算概算要求）

7763億円

○地方創生応援税制の創設（「企業版ふるさと納税」）

- ・志のある企業が地方創生を応援する税制を創設
　　地方公共団体による地方創生のプロジェクトに対し寄付した企業に、
　　税額控除の措置を新設。
- ・企業が寄付しやすいように、税負担の軽減効果を2倍に、寄付額の下限は
　　10万円からとし、少額寄付にも対応　企業による地方創生の応援団の輪
　　が広がる。

《所感》

松阪市においても平成27年12月17日の全員協議会において、「松阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中間案の報告があった。

人口の直近の推移は、自然減の状態かつ、社会減の状態となっている。このままの推移した場合は、人口減少は大きく進み2060（H72）年には10825人と2010（H22）年と比べると64.4%にまで減少が見込まれる。一方。自然減対策および社会減対策を講じたことにより、合計特殊出生率や転出超過数が改善された場合、2060（H72）年には131000人を維持できると見込まれる。

そこで、松阪市としての総合戦略の中間案では、

- ・定住促進として　　まいほーむプロジェクト
- ・少子化対策として　つぎの世代へプロジェクト
- ・雇用創出として　　さかえるまちプロジェクト
- ・地域づくりとして　かちある地域プロジェクト

の4つのプロジェクトを展開し、今後、具体策が検討されるが、今回報告された中間案では、独自性に欠け、国の財政支援が受けられる事業展開などの検討がされていない。

松阪市として、「松阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終案の作成段階では、国が示している地方への支援、情報支援、人的支援、財政支援を十分に活用できるよう検討し、地域間競争に勝ち抜く気概をもって「産官学労言」全ての人が知恵を出し合い、松阪市の将来のために建設的な議論の進展を望むところである。

視 察 日 : 平成 27 年 12 月 22 日 (火)
視察調査先 : 浜岡原子力発電所
視察調査事項 : 浜岡原発の現状と安全性向上対策の取組みについて
応 対 者 : 浜岡地域事務所 総括・広報グループ
専 門 部 長 村松 立也
ス タ ッ フ 副 長 倉 田 茂



《目 的》

2015年8月 九州電力の川内原子力発電所1号機が再稼動されたが、今後どの程度のスピード感で再稼動されるのか見通しがまったくない。2015年12月にパリで気候変動枠組条約 第21回締約国会議（COP21）が開催されたが具体的な厳しい排出削減目標が日本にも求められた。その意味においても、CO₂の排出抑制に貢献する原子力は、今、どのような現状になっているのか、また、浜岡原子力発電所においては再稼動に向け、どのような安全性向上対策に取組まれているのかを検証することを目的に研修を行いました。

《調査内容》

- ・原子力発電は、国のエネルギー基本計画において重要なベースロード電源として位置付けが明確にされ、安全性を大前提に安定供給や経済性、環境保全を同時に達成するためにも、必要不可欠であるとの説明があった。
- ・2016年4月から電力の小売全面自由化が始まり5年後には送配電事業の法的分離が実施される予定である。
- ・一般家庭・産業界問わず安価で質の高い電気を安定的に届けてほしいという要望が多く寄せられている。電気は暮らし経済活動のインフラとして欠か

せないものである。

・原子力発電が止まり、火力発電が中心となり地球温暖化が懸念されている。この事で、1年間に排出するCO₂は3.2億トンから4.1億トンへと28%増加した。また、世界的な地球温暖化の進展に伴い国連の世界気象機関(WMO)は2001年からの10年間で地球表面の平均気温が観測史上最高となり暴雨風など異常気象が原因で死亡した人は37万人を超えたと報告している。

・日本のエネルギー自給率は5%である。現在、日本全体で原油の8割以上、天然ガスの3割を中東から輸入している。政情の不安定な中東からの調達にはリスクがあり、一方、原子力発電の燃料となるウランはオーストラリア、カナダ、ロシアなど政情の安定した国々から輸入し地理的な偏りがない。

・内閣府の南海トラフの巨大地震モデル検討会データに基づくシミュレーション結果を反映して、防波壁を海拔18mから22mにし東西改良盛土を海拔22m~24mにした。また、緊急時海水取水設備(EWS)の設置、非常用交流電源装置(ガスタービン発電機)の高台設置など自主的な取組みをしている。

・浜岡原子力発電所関係の従業員数は中部電力849名、協力会社は3222名合計4071名がいる。その内発電所の御前崎市、その周辺の3市(菊川市、牧之原市、掛川市)で59%、4市以外の県内では14%で合計73%の人が仕事に従事している。地域雇用には大変貢献している。

以上が浜岡原子力発電所の概要である。

《所感》

平成23年3月11日に発生した東日本大震災後、日本の原子力発電所は順次その運転を停止した。運転を停止している既存原発が運転を再稼働するためには、原子力規制委員会による新規制基準に係る適合性審査を受けた上で、地元の同意等の手続きを経るプロセスとなっている。

再稼働の是非が論じられる時、「科学的」な判断が重視されるが、地震想定等専門家の間でも意見が分かれることもあり、科学的知見では困難な事項も少なくはない。自然科学には限界があるのも事実である。科学的な調査は徹底的に行うことは大前提であるが最終判断において、賛否両論がある中、現実、将来をみつめ、暮らし、経済活動など全てを勘案しなければならない。原子力規制に関わる、あらゆる情報を広く開示もしながら国民的合意が必要となる非常に重要な時期にきていることを改めて痛感しました。